平成30年2月22日(木) 津島市市長公室人事秘書課(市川、小坂井) 電話番号 0567-24-1124

<議案名>議案11号 市長等の退職手当の特例に関する条例の制定に ついて

1 制定内容

市長、副市長及び教育長の退職手当の額について、この条例の施行の日を含む任期について支給する場合に限り、市長等の退職手当に関する条例(昭和35年津島市条例第8号)第3条第1項の規定により算出した額から、市長は30%を、副市長は20%を、教育長は10%を減額します。

(単位:円)

	退職手当額(a)	減額(b)	差引支給額(a)-(b)
市長	18, 120, 000	5, 436, 000	12, 684, 000
副市長	10, 654, 000	2, 130, 800	8, 523, 200
教育長	4, 080, 000	408, 000	3, 672, 000

2 制定理由

本市の厳しい財政状況を踏まえ、市長等の退職手当の額を減額します。

3 参考事項

施行期日 平成30年4月1日